

# ハラスメントリスク チェックリスト

1	ハラスメントに関する社内アンケート調査を実施している。	○	×
2	ハラスメントについて職場ごとに話し合いを行い、意見を聞いている。	○	×
3	相談・苦情窓口、またはプロジェクトチームを設置している。	○	×
4	外部の専門家（カウンセラー、弁護士など）に相談への対応を委託している。	○	×
5	男女労働者間の認識に差があることや男性もハラスメントの対象となること、同性間でも生ずること及び対象となることを理解させている。	○	×
6	ハラスメント理解に関するチェックリストを作成し、労働者にハラスメントについての認識度を自己点検させている。	○	×
7	ハラスメントに関する研修を定期的実施している。	○	×
8	労働者の意識啓発のための小冊子を作成し配付している。	○	×
9	就業規則や社内倫理規定、社員行動基準などにハラスメントの内容やその禁止について規定し、全労働者に配布している。	○	×
10	ハラスメントに関するパンフレット、ポスターなどを作成し、職場に掲示している。	○	×
11	経営トップが自らハラスメント防止宣言をし、社内掲示板やメールなどに周知を行っている。	○	×
12	就業規則にハラスメントに係る性的な言動を行った者に対する懲戒規定を定め、全労働者に配付している。	○	×
13	問題発生時、事実関係の確認の手順について記載したマニュアルがある。	○	×
14	問題発生時、相談者・行為者等のプライバシー保護のために必要な事項をあらかじめマニュアルに定めている。	○	×

**○が5個以下** 危険な状況です。今すぐ専門家に相談することをおすすめします。

**○が6～10個** 対策は始めているものの、改善の余地があります。

**○が11個以上** 対策の重要性を認知できています。その試みを継続していきましょう。

チェックリストの内容についての質問はお気軽にお問い合わせください

〒963-8024 福島県郡山市朝日一丁目20番11号  
オフィスイン21 305号

TEL : 024-983-0735 / FAX : 024-983-0736

E-mail : info@office-miyota486.com

URL : <https://office-miyota486.com/>

**みよた社会保険労務士法人** (担当：御代田 裕介)